

# 医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の IF 記載要領 2013 に準拠して作成

## 鎮咳剤

デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」  
デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10% 「ツルハラ」

Dextromethorphan Hydrobromide Tablets15mg 「TSURUHARA」

Dextromethorphan Hydrobromide Fine Granules10% 「TSURUHARA」

剤形	錠: 白色糖衣錠 細粒: 白色の細粒状散剤
製剤の規制区分	劇薬(細粒のみ)
規格・含量	錠: 1錠中デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物 15mg 細粒: 1g 中デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物 100mg
一般名	和名: デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物 洋名: Dextromethorphan Hydrobromide Hydrat
製造販売承認年月日 薬価基準収載・発売年月日	製造販売承認年月日: 錠 2020年7月8日(販売名変更による) 細粒 2020年7月8日(販売名変更による) 薬価基準収載年月日: 錠 2020年12月11日(販売名変更による) 細粒 2020年12月11日(販売名変更による) 販売年月日: 錠 1988年7月15日 細粒 1981年9月1日
開発・製造販売(輸入)・ 提携・販売会社名	製造販売元: 鶴原製薬株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	鶴原製薬株式会社 医薬情報部 TEL:072-761-1456(代表) FAX:072-760-5252 医療関係者向けホームページ <a href="http://www.tsuruhara-seiyaku.co.jp/medical/member/">http://www.tsuruhara-seiyaku.co.jp/medical/member/</a>

本 IF は 2022 年 6 月改訂（第 13 版）の添付文書の記載に基づき作成した

最新の添付文書情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ

<http://www.info.pmda.go.jp/>にてご確認ください。

## IF 利用の手引きの概要 —日本病院薬剤師会—

### 1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書(以下、添付文書と略す)がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会(以下、日病薬と略す)学術第2小委員会が「医薬品インタビューフォーム」(以下、IFと略す)の位置付け並びにIF記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第3小委員会においてIF記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境が大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会においてIF記載要領 2008 が策定された。

IF記載要領 2008 では、IFを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること(e-IF)が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版のe-IFが提供されることとなった。

最新版のe-IFは、(独) 医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ(<http://www.info.pmda.go.jp/>)から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IFを掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせてe-IFの情報を検討する組織を設置して、個々のIFが添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008 年より年4回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF記載要領の一部改訂を行いIF記載要領 2013 として公表する運びとなった。

### 2. IFとは

IFは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等はIFの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供されたIFは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

[IFの様式]

① 規格はA4版、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体(図表は除く)で記載し、一色刷りとする。

ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。

②IF記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。

③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2頁にまとめる。

[IFの作成]

①IFは原則として製剤の投与経路別(内用剤、注射剤、外用剤)に作成される。

②IFに記載する項目及び配列は日病薬が策定したIF記載要領に準拠する。

③添付文書の内容を補完するとのIFの主旨に沿って必要な情報が記載される。

④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。

⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」(以下、「IF記載要領 2013」と略す)により作成されたIFは、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体(PDF)から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

[IFの発行]

①「IF記載要領 2013」は、平成25年10月以降に承認された新医薬品から適用となる。

②上記以外の医薬品については、「IF記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。

③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果(臨床再評価)が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合にはIFが改訂される。

### 3. IFの利用にあたって

「IF記載要領 2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のIFについては、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IFの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やIF作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IFの利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IFが改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、IFの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分留意すべきである。

### 4. 利用に際しての留意点

IFを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IFは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IFがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013年4月改訂)

# 目次

<b>I. 概要に関する項目</b> .....	1	2. 禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む).....	14
1. 開発の経緯.....	1	3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由.....	14
2. 製品の治療学的・製剤学的特性.....	1	4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由.....	14
<b>II. 名称に関する項目</b> .....	2	5. 慎重投与内容とその理由.....	14
1. 販売名.....	2	6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法.....	14
2. 一般名.....	2	7. 相互作用.....	14
3. 構造式又は示性式.....	2	8. 副作用.....	15
4. 分子式及び分子量.....	2	9. 高齢者への投与.....	15
5. 化学名(命名法).....	2	10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与.....	15
6. 慣用名、別名、略号、記号番号.....	2	11. 小児等への投与.....	15
7. CAS登録番号.....	2	12. 臨床検査結果に及ぼす影響.....	15
<b>III. 有効成分に関する項目</b> .....	3	13. 過量投与.....	16
1. 物理化学的性質.....	3	14. 適用上の注意.....	16
2. 有効成分の各種条件下における安定性.....	3	15. その他の注意.....	16
3. 有効成分の確認試験法.....	3	16. その他.....	16
4. 有効成分の定量法.....	3	<b>IX. 非臨床試験に関する項目</b> .....	17
<b>IV. 製剤に関する項目</b> .....	4	1. 薬理試験.....	17
1. 剤形.....	4	2. 毒性試験.....	17
2. 製剤の組成.....	4	<b>X. 管理的事項に関する項目</b> .....	18
3. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意.....	4	1. 規制区分.....	18
4. 製剤の各種条件下における安定性.....	4	2. 有効期間又は使用期限.....	18
5. 調製法及び溶解後の安定性.....	6	3. 貯法・保存条件.....	18
6. 他剤との配合変化(物理化学的变化).....	6	4. 薬剤取扱い上の注意点.....	18
7. 溶出性.....	6	5. 承認条件等.....	18
8. 生物学的試験法.....	7	6. 包装.....	18
9. 製剤中の有効成分の確認試験法.....	7	7. 容器の材質.....	18
10. 製剤中の有効成分の定量法.....	7	8. 同一成分・同効薬.....	18
11. 力価.....	7	9. 国際誕生年月日.....	18
12. 混入する可能性のある夾雑物.....	7	10. 製造販売承認年月日及び承認番号.....	19
13. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報.....	7	11. 薬価基準収載年月日.....	19
14. その他.....	7	12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容.....	19
<b>V. 治療に関する項目</b> .....	8	13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容.....	19
1. 効能又は効果.....	8	14. 再審査期間.....	19
2. 用法及び用量.....	8	15. 投薬期間制限医薬品に関する情報.....	19
3. 臨床成績.....	8	16. 各種コード.....	20
<b>VI. 薬効薬理に関する項目</b> .....	9	17. 診療報酬上の注意.....	20
1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群.....	9	<b>X I. 文献</b> .....	21
2. 薬理作用.....	9	1. 引用文献.....	21
<b>VII. 薬物動態に関する項目</b> .....	10	2. その他の参考文献.....	21
1. 血中濃度の推移・測定法.....	10	<b>X II. 参考資料</b> .....	21
2. 薬物速度論的パラメータ.....	11	1. 主な外国での発売状況.....	21
3. 吸収.....	12	2. 海外における臨床支援情報.....	21
4. 分布.....	12	<b>X III. 備考</b> .....	21
5. 代謝.....	12	その他の関連資料.....	21
6. 排泄.....	12		
7. トランスポーターに関する情報.....	13		
8. 透析等による除去率.....	13		
<b>VIII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目</b> .....	14		
1. 警告内容とその理由.....	14		

## I. 概要に関する項目

### 1. 開発の経緯

アストマリ錠は、鶴原製薬株式会社が後発医薬品として開発を企画し、規格及び試験方法を設定、安定性試験、生物学的同等性試験を実施し、1978年6月7日に承認を取得、1988年7月15日に上市した。その後、医療過誤防止のため、2008年9月4日に製品名を「アストマリ錠」から「アストマリ錠 15mg」に変更の承認を得て、2008年12月19日より販売の運びとなった。

更に2020年12月に販売名を、デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg「ツルハラ」とブランド名から一般名に変更し、現在に至る。

アストマリ細粒は、鶴原製薬株式会社が後発医薬品として開発を企画し、規格及び試験方法を設定、安定性試験、生物学的同等性試験を実施し、1978年6月7日に承認を取得、1981年9月1日に上市した。その後、医療過誤防止のため、2008年7月29日に製品名を「アストマリ細粒」から「アストマリ細粒 10%」に変更の承認を得て、2008年12月19日より販売の運びとなった。

更に2020年12月に販売名を、デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10%「ツルハラ」とブランド名から一般名に変更し、現在に至る。

### 2. 製品の治療学的・製剤学的特性

デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物はモルヒネと近似した構造を持ち、鎮咳作用はコデインと同程度に強力である。また、気道分泌抑制や気管支筋収縮作用はコデインより弱く、痰を伴う咳にも使用できる。

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

重大な副作用として、呼吸抑制、ショック、アナフィラキシーがあらわれることがある。

## Ⅱ. 名称に関する項目

### 1. 販売名

#### (1)和名

デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」

デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10% 「ツルハラ」

#### (2)洋名

Dextromethorphan Hydrobromide Tablets15mg 「TSURUHARA」

Dextromethorphan Hydrobromide Fine Granules10% 「TSURUHARA」

#### (3)名称の由来

一般名+剤形+規格(含量)+「ツルハラ」

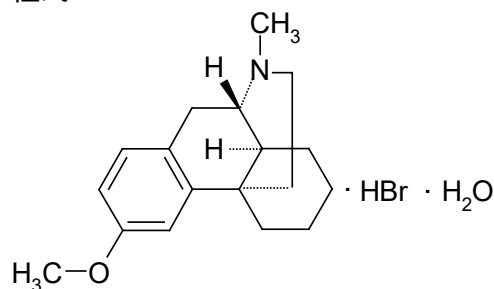
### 2. 一般名

(1)和名(命名法) : デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物

(2)洋名(命名法) : Dextromethorphan Hydrobromide Hydrate

(3)ステム : モルフィナン系麻薬拮抗作用薬 -orphan

### 3. 構造式又は示性式



### 4. 分子式及び分子量

分子式 : C<sub>18</sub>H<sub>25</sub>NO · HBr · H<sub>2</sub>O

分子量 : 370.32

### 5. 化学名(命名法)

(9*S*,13*S*,14*S*)-3-Methoxy-17-methylmorphinan monohydrobromide monohydrate

### 6. 慣用名、別名、略号、記号番号

別名 : 臭化水素酸デキストロメトルファン、デキストロメトルファン臭化水素酸塩

### 7. CAS登録番号

6700-34-1

### Ⅲ. 有効成分に関する項目

#### 1. 物理化学的性質

(1)外観・性状 : 白色の結晶又は結晶性の粉末

(2)溶解性 : メタノールに極めて溶けやすく、エタノール(95)又は酢酸(100)に溶けやすく、水にやや溶けにくい

(3)吸湿性 : 該当資料なし

(4)融点(分解点)、沸点、凝固点 : 融点 約 126℃(116℃の浴液中に挿入し、1分間に約3℃上昇するように加熱を続ける。)

(5)酸塩基解離定数 : 該当資料なし

(6)分配係数 : 該当資料なし

(7)その他の主な示性値 : 旋光度  $[\alpha]$  : +26~+30° (脱水物に換算したもの0.34g、水20mL、100mm)  
pH 本品1.0gを水100mLに溶かした液のpHは5.2~6.5である。

#### 2. 有効成分の各種条件下における安定性

該当資料なし

#### 3. 有効成分の確認試験法

日局「デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物」の確認試験による

#### 4. 有効成分の定量法

日局「デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物」の定量法による

## IV. 製剤に関する項目

### 1. 剤形

#### (1) 剤形の区別、外観及び性状

デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」は直径約 7.0mm、厚さ約 4.2mm、質量約 150mg の白色糖衣錠である。

デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10% 「ツルハラ」は白色の細粒状散剤である。

(2) 製剤の物性 : なし

(3) 識別コード : なし

(4) pH、浸透圧比、粘度、比重、無菌の旨及び安定な pH 域等 : なし

### 2. 製剤の組成

#### (1) 有効成分(活性成分)の含量

デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」:

1 錠中デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物 15mg 含有

デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10% 「ツルハラ」:

1g 中デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物 100mg 含有

#### (2) 添加物

デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」:

乳糖水和物、結晶セルロース、カルメロースカルシウム、ヒドロキシプロピルセルロース、ステアリン酸マグネシウム、精製セラック、ヒマシ油、マクロゴール 6000、タルク、沈降炭酸カルシウム、白糖、ゼラチン、アラビアゴム、酸化チタン、ミツロウ

デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10% 「ツルハラ」:

乳糖水和物、結晶セルロース、バレイショデンプン、ヒドロキシプロピルセルロース、カルメロースカルシウム

(3) その他 : なし

### 3. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意

該当資料なし

### 4. 製剤の各種条件下における安定性

デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」

加速試験 P T P 包装 40°C75%RH

	性状	確認試験	崩壊試験 (分)	定量 (%)
製造時	白色糖衣錠	(1)適(2)適(3)適	3.5~5.2	98.9~100.8
6 箇月	同上	同上	2.8~5.2	99.8~101.1



苛酷試験 PTP包装 光照射(2000ルクス)

	性状	確認試験	崩壊試験(分)	定量(%)
製造時	白色糖衣錠	(1)適(2)適(3)適	3.5~5.2	98.9~100.8
1箇月	同上	同上	3.5~5.0	99.5~99.9

長期保存試験 PTP包装 室温

	性状	確認試験	崩壊試験(分)	定量(%)
製造時	白色糖衣錠	(1)適(2)適(3)適	3.5~5.2	98.9~100.8
6年	同上	同上	3.0~4.5	99.0~100.2

長期保存試験 バラ包装 室温

	性状	確認試験	崩壊試験(分)	定量(%)
製造時	白色糖衣錠	(1)適(2)適(3)適	3.5~5.2	98.9~100.8
6年	同上	同上	3.4~4.3	99.2~101.3

無包装状態での安定性試験

	温度 40±2℃ (3カ月)	湿度 25±1℃ 75%RH±5% (3カ月)	光 60万Lux・hr
外観(性状)	変化なし	変化なし	変化なし
硬度	変化あり(規格内)	変化なし	変化なし
崩壊	変化なし	変化なし	変化なし
含量	変化なし	変化なし	変化なし

デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10%「ツルハラ」

加速試験 分包包装 40℃75%RH

	性状	確認試験	粒度	定量(%)
製造時	白色細粒錠	(1)適(2)適(3)適	適	98.7~100.8
6箇月	同上	同上	同上	99.2~101.3

苛酷試験 分包包装 光照射(2000ルクス)

	性状	確認試験	粒度	定量(%)
製造時	白色細粒錠	(1)適(2)適(3)適	適	98.7~100.8
1箇月	同上	同上	同上	99.0~101.6

長期保存試験 分包包装 室温

	性状	確認試験	粒度	定量(%)
製造時	白色細粒錠	(1)適(2)適(3)適	適	98.7~100.8
5年	同上	同上	同上	99.1~100.4

長期保存試験 バラ包装 室温

	性状	確認試験	粒度	定量(%)
製造時	白色細粒錠	(1)適(2)適(3)適	適	98.7~100.8
5年	同上	同上	同上	99.3~100.6

## 5. 調製法及び溶解後の安定性

該当資料なし

## 6. 他剤との配合変化(物理化学的变化)

該当資料なし

## 7. 溶出性

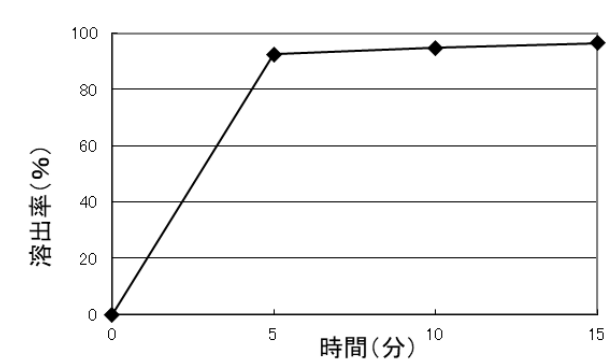
デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10%「ツルハラ」は、日本薬局方外医薬品規格第3部に定められたデキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物細粒の溶出試験に適合した。

試験方法：溶出試験法第2法（パドル法）

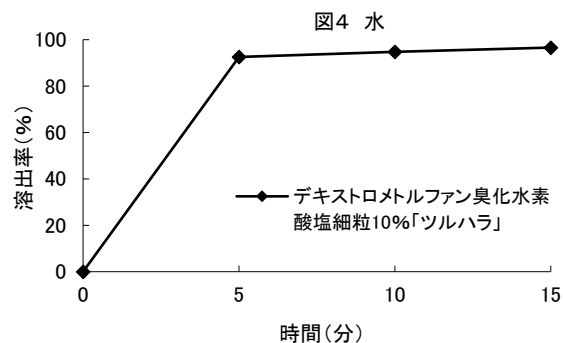
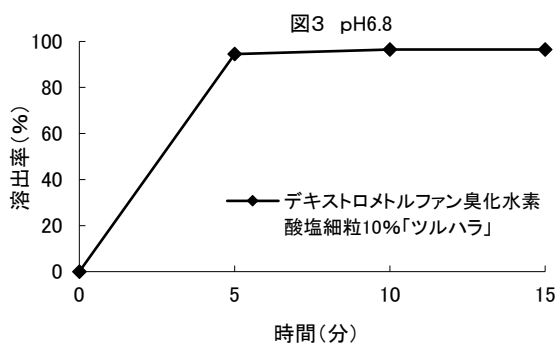
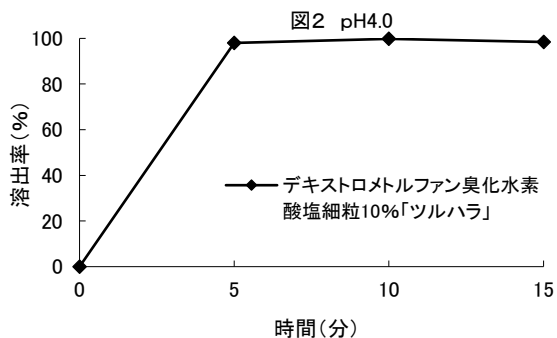
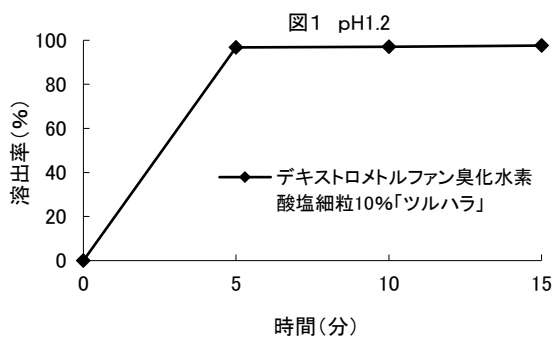
回転数：毎分50回転

試験液：水

溶出規格：15分 80%以上



デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10%「ツルハラ」の溶出試験結果を図1～4にそれぞれ示す。  
※デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10%「ツルハラ」はデキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物細粒の標準製剤である。



## 8. 生物学的試験法

該当資料なし

## 9. 製剤中の有効成分の確認試験法

(1)モリブデン酸アンモニウム硫酸による呈色反応

(2)紫外可視吸光度測定法

(3)臭化物の定性反応

## 10. 製剤中の有効成分の定量法

紫外可視吸光度測定法

## 11. 力価

該当しない

## 12. 混入する可能性のある夾雑物

該当資料なし

## 13. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報

該当資料なし

## 14. その他

該当しない

## V. 治療に関する項目

### 1. 効能又は効果

下記疾患に伴う咳嗽

感冒、急性気管支炎、慢性気管支炎、気管支拡張症、肺炎、肺結核、  
上気道炎（咽喉頭炎、鼻カタル）

気管支造影術および気管支鏡検査時の咳嗽

### 2. 用法及び用量

デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物として、通常成人1回 15～30mg（デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg「ツルハラ」：1～2錠、デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10%「ツルハラ」：0.15～0.3g）を1日1～4回経口投与する。なお、年齢・症状により適宜増減する。

### 3. 臨床成績

#### (1)臨床データパッケージ

該当資料なし

#### (2)臨床効果

該当資料なし

#### (3)臨床薬理試験

該当資料なし

#### (4)探索的試験

該当資料なし

#### (5)検証的試験

##### 1)無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

##### 2)比較試験

該当資料なし

##### 3)安全性試験

該当資料なし

##### 4)患者・病態別試験

該当資料なし

#### (6)治療的使用

##### 1)使用成績調査・特定使用成績調査(特別調査)・製造販売後臨床試験(市販後臨床試験)

該当資料なし

##### 2)承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要

該当しない

## VI. 薬効薬理に関する項目

### 1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群

非麻薬性の中枢性鎮咳薬

### 2. 薬理作用

#### (1)作用部位・作用機序

デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物は咳嗽中枢に作用し、咳嗽反射閾値を上昇させ鎮咳作用を示す。デキストロメトルファンの左旋体であるレボメトルファンが鎮痛、呼吸抑制作用を有し麻薬性であるのに対し、右旋性の本剤は非麻薬性で鎮咳作用のみがコデインと同程度に強力である。また、気道分泌抑制や気管支筋収縮作用はコデインより弱く、痰を伴う咳にも使用できる。

#### (2)薬効を裏付ける試験成績

該当資料なし

#### (3)作用発現時間・持続時間

該当資料なし

## VII. 薬物動態に関する項目

### 1. 血中濃度の推移・測定法

#### (1) 治療上有効な血中濃度

該当資料なし

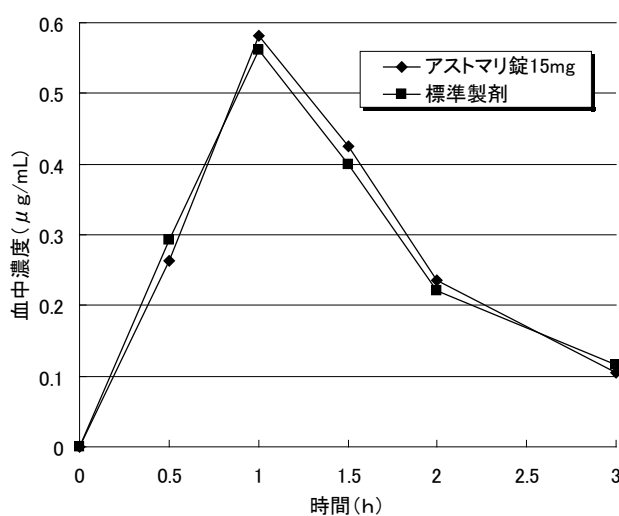
#### (2) 最高血中濃度到達時間

(「臨床試験で確認された血中濃度」の項参照)

#### (3) 臨床試験で確認された血中濃度

<参考>

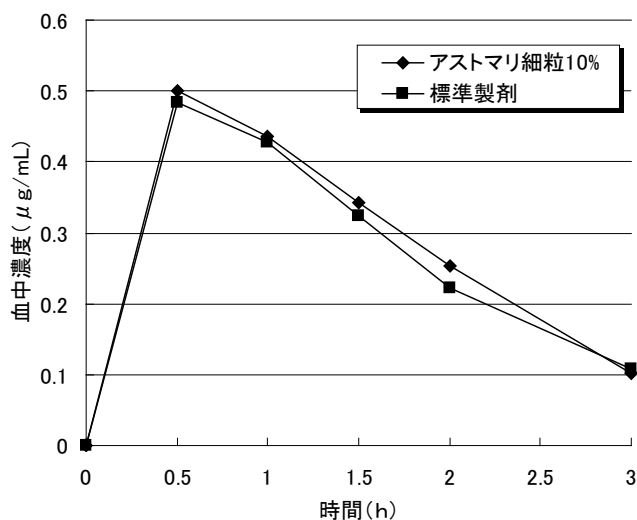
デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」(旧名称：アストマリ錠 15mg)



アストマリ錠 15mg と標準製剤との生物学的同等性を検討するため、家兎を用いたクロスオーバー法による両製剤それぞれ7錠(デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物として105mg)経口投与後の血清中デキストロメトルファン濃度推移を比較した。血清中デキストロメトルファン濃度は、投与後1時間目に両製剤とも最高血清中濃度に達した。この結果について、くり返しのある2元配置で分散分析したところ、投与順序(A因子)および投与製剤(B因子)の寄与は小さく問題はなかった。また、各時間におけるデキストロメトルファン濃度の平均値について有意差検定をした結果、どの時間でも有意差は認められなかった。以上の実験及び統計学的検討の結果から、アストマリ錠 15mg および標準製剤は同等の製剤であると認められる。

<参考>

デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10%「ツルハラ」(旧名称：アストマリ細粒 10%)



アストマリ細粒 10%と標準製剤との生物学的同等性を検討するため、家兎を用いたクロスオーバー法による両製剤それぞれ 1g (デキストロメトルファンとして臭化水素酸塩水和物 100mg) 経口投与後の血清中デキストロメトルファン濃度推移を比較した。血清中デキストロメトルファン濃度は、投与後 0.5 時間目に両製剤とも最高血清中濃度に達した。この結果について、くり返しのある 2 元配置で分散分析したところ、投与順序 (A 因子) および投与製剤 (B 因子) の寄与は小さく問題はなかった。また、各時間におけるデキストロメトルファン濃度の平均値について有意差検定をした結果、どの時間でも有意差は認められなかった。以上の実験及び統計学的検討の結果から、アストマリ細粒 10% および標準製剤は同等の製剤であると認められる。

#### (4)中毒域

該当資料なし

#### (5)食事・併用薬の影響

(「VIII. 安全性 (使用上の注意等) に関する項目 7.相互作用」の項を参照のこと)

#### (6)母集団(ポピュレーション)解析により判明した薬物体内動態変動要因

該当資料なし

## 2. 薬物速度論的パラメータ

### (1)解析方法

該当資料なし

### (2)吸収速度定数

該当資料なし

### (3)バイオアベイラビリティ

該当資料なし

### (4)消失速度定数

該当資料なし

(5)クリアランス

該当資料なし

(6)分布容積

該当資料なし

(7)血漿蛋白結合率

該当資料なし

3. 吸収

該当資料なし

4. 分布

(1)血液－脳関門通過性

該当資料なし

(2)血液－胎盤関門通過性

該当資料なし

(3)乳汁への移行性

該当資料なし

(4)髄液への移行性

該当資料なし

(5)その他の組織への移行性

該当資料なし

5. 代謝

(1)代謝部位及び代謝経路

該当資料なし

(2)代謝に関与する酵素(CYP450 等)の分子種

該当資料なし

(3)初回通過効果の有無及びその割合

該当資料なし

(4)代謝物の活性の有無及び比率

該当資料なし

(5)活性代謝物の速度論的パラメータ

該当資料なし

6. 排泄

(1)排泄部位及び経路

該当資料なし



**(2)排泄率**

該当資料なし

**(3)排泄速度**

該当資料なし

**7. トランスポーターに関する情報**

該当資料なし

**8. 透析等による除去率**

該当資料なし

## VIII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

### 1. 警告内容とその理由

該当しない

### 2. 禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)

【禁忌 (次の患者には投与しないこと)】

本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

### 3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

### 4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

### 5. 慎重投与内容とその理由

該当しない

### 6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

眠気を催すことがあるので、本剤投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事させないように注意すること。

### 7. 相互作用

本剤は、主に肝代謝酵素 CYP2D6 で代謝される。

#### 併用注意とその理由

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
選択的 MAO-B 阻害剤 セレギリン塩酸塩 ラサギリンメシル酸塩 サフィナミドメシル酸塩	セロトニン症候群があらわれることがある。	本剤及びこれらの薬剤は脳内のセロトニン濃度を上昇させる作用を有するため、併用によりセロトニンの濃度が更に高くなるおそれがある。
薬物代謝酵素(CYP2D6)を阻害する薬剤 キニジン、アミオダロン、テルビナフィン等	本剤の血中濃度が上昇することがある。	これらの薬剤の薬物代謝酵素(CYP2D6)阻害作用により、本剤の代謝が阻害されるため。
セロトニン作用薬 選択的セロトニン再取り込み阻害剤 (SSRI) 等	セロトニン症候群等のセロトニン作用による症状があらわれることがある。	セロトニン作用が増強するおそれがある。

## 8. 副作用

### (1)副作用の概要

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

### (2)重大な副作用と初期症状

重大な副作用（頻度不明）

1. 呼吸抑制：呼吸抑制があらわれることがあるので、このような場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
2. ショック、アナフィラキシー：ショック、アナフィラキシー（呼吸困難、蕁麻疹、血管浮腫等）があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。

### (3)その他の副作用

	頻 度 不 明
過敏症 注1)	発疹
精神神経系	眠気、頭痛、眩暈、不快、不眠
消化器	悪心・嘔吐、食欲不振、便秘、腹痛、口渇、おくび

注1)：症状があらわれた場合には投与を中止すること。

### (4)項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

### (5)基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

### (6)薬物アレルギーに対する注意及び試験法

該当資料なし

## 9. 高齢者への投与

一般に高齢者では生理機能が低下しているので減量するなど注意すること。

## 10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与

妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。〔妊娠中の投与に関する安全性は確立していない。〕

## 11. 小児等への投与

低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児に対する安全性は確立していない。

## 12. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

### 13. 過量投与

徴候、症状：嘔気、嘔吐、尿閉、運動失調、錯乱、興奮、神経過敏、幻覚、呼吸抑制、嗜眠等を起こすことがある。

処置：一般的な薬物除去法（胃洗浄、活性炭投与等）により本剤を除去する。また、必要に応じて呼吸管理や対症療法を行う。ナロキソンの投与により改善したとの報告がある。

### 14. 適用上の注意

1) 調剤時：水剤として配合する場合には、ヨウ化カリウム、ヨウ化ナトリウム等は難溶性のヨウ化水素酸塩を生じ、また、炭酸水素ナトリウム、アンモニア・ウイキョウ精等は遊離の塩基を析出することがあるので、これらとの配合は避けること。

2) 薬剤交付時：PTP包装の薬剤はPTPシートから取り出して服用するよう指導すること。（PTPシートの誤飲により、硬い鋭角部が食道粘膜へ刺入し、更には穿孔を起こして縦隔洞炎等の重篤な合併症を併発することが報告されている。）

### 15. その他の注意

該当資料なし

### 16. その他

該当資料なし

## IX. 非臨床試験に関する項目

### 1. 薬理試験

(1)薬効薬理試験(「VI.薬効薬理に関する項目」参照)

該当資料なし

(2)副次的薬理試験

該当資料なし

(3)安全性薬理試験

該当資料なし

(4)その他の薬理試験

該当資料なし

### 2. 毒性試験

(1)単回投与毒性試験

該当資料なし

(2)反復投与毒性試験

該当資料なし

(3)生殖発生毒性試験

該当資料なし

(4)その他の特殊毒性

該当資料なし

## X. 管理的事項に関する項目

### 1. 規制区分

製剤：デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10% 「ツルハラ」のみ劇薬

有効成分：日本薬局方 デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物 劇薬

### 2. 有効期間又は使用期限

使用期限：5年（安定性試験に基づく）

### 3. 貯法・保存条件

室温保存

### 4. 薬剤取扱い上の注意点

#### (1) 薬局での取扱い上の留意点について

（「規制区分」及び「貯法・保存条件」の項を参照のこと）

#### (2) 薬剤交付時の取扱いについて(患者等に留意すべき必須事項等)

（Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目 14.適用上の注意」の項を参照のこと）

#### (3) 調剤時の留意点について

### 5. 承認条件等

なし

### 6. 包装

デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」：(PTP) 100錠、1000錠、6000錠

デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10% 「ツルハラ」：(バラ) 100g、1000g

### 7. 容器の材質

PTP包装：ポリ塩化ビニル、アルミ箔

### 8. 同一成分・同効薬

デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」：メジコン錠 15mg

デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10% 「ツルハラ」：メジコン散 10%

### 9. 国際誕生年月日

不明

10. 製造販売承認年月日及び承認番号

	製造承認年月日	承認番号
デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」	2020年7月8日	30200AMX00636000
デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10% 「ツルハラ」	2020年7月8日	30200AMX00637000

[旧販売名] アストマリ錠

承認年月日：1978年6月7日

承認番号：(53AM)第601号

[旧販売名] アストマリ細粒

承認年月日：1978年6月7日

承認番号：15300AMZ00602000

11. 薬価基準収載年月日

製品名	薬価基準収載年月日
デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」	2020年12月11日
デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒 10% 「ツルハラ」	2020年12月11日

[旧販売名] アストマリ錠

薬価基準収載年月日：1988年7月15日

経過措置：2009年8月31日まで

[旧販売名] アストマリ細粒

薬価基準収載年月日：1981年9月1日

経過措置：2009年8月31日まで

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

14. 再審査期間

該当しない

15. 投薬期間制限医薬品に関する情報

本剤は、投与期間に関する制限は定められていない。

#### 16. 各種コード

製品名	HOT（9桁） 番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト電算 コード
デキストロメトルファン臭化水素 酸塩錠 15mg 「ツルハラ」	103740101	2223001F2013	620374001
デキストロメトルファン臭化水素 酸塩細粒 10% 「ツルハラ」	113693701	2223001C1045	621369301

#### 17. 診療報酬上の注意

本剤は保険診療上の後発医薬品である。



## X I. 文献

### 1. 引用文献

1) 鶴原製薬株式会社 社内資料

### 2. その他の参考文献

第 17 改正 日本薬局方  
日本薬局方外医薬品規格

## X II. 参考資料

### 1. 主な外国での発売状況

該当しない

### 2. 海外における臨床支援情報

該当しない

## X III. 備考

### その他の関連資料

なし



製造販売元

**鶴原製薬株式会社**

大阪府池田市豊島北1丁目16番1号

文献請求先：鶴原製薬（株）医薬情報部